

**国民健康保険加入者へ
「医療費のお知らせ」を送付**

過去に受診した医療機関での医療費などを記載した「医療費のお知らせ」を送付しています。今後の健康づくりに活用していただき、記載内容に疑義がある場合は、問い合わせください。

なお、平成30年分の確定申告以降、医療費控除を受ける際に添付書類として必要な「医療費の明細書」の代わりとして利用できますので、平成30年分の確定申告において医療費控除を受ける予定がある人は、確定申告の時期まで大切に保管してください。ただし、11月・12月に受診した分の「医療費のお知らせ」は、翌年3月下旬の送付となります。このため、確定申告において医療費控除を受ける場合、11月・12月分の医療費などについては、これまでどおり受診した医療機関などが発行する領収書を添付してください。

**国民健康保険料
軽減判定基準の変更**

平成30年度の国民健康保険料を軽減する所得判定基準を下表のとおり変更します。これにより、保険料の軽減を受けることができる対象世帯が広がります。

平成29年度

7割	1世帯当りの所得 ≤ 33万円
5割	1世帯当りの所得 ≤ 33万円 + (27万円 × 被保険者数)
2割	1世帯当りの所得 ≤ 33万円 + (49万円 × 被保険者数)

変更

平成30年度

7割	1世帯当りの所得 ≤ 33万円
5割	1世帯当りの所得 ≤ 33万円 + (27.5万円 × 被保険者数)
2割	1世帯当りの所得 ≤ 33万円 + (50万円 × 被保険者数)

注被保険者には、国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行された人で、国民健康保険喪失以降も継続して同一世帯に属する人も含まれます。

**保険課からの
お知らせ**

TEL 06-6992-1545

**後期高齢者医療保険料
軽減判定基準の変更**

- 平成30年度の後期高齢者医療保険料を軽減する所得判定基準を下表のとおり変更します。これにより、保険料の軽減を受けることができる対象世帯が広がります。
- 所得割額の賦課対象者のうち、所得割額算定に係る「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の人については、平成29年度は、所得割額を一律2割軽減していましたが、平成30年度でこの所得割額の軽減措置を廃止します。
また、後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険などの被扶養者であった人については、所得割額を課さず、被保険者均等割額の軽減割合を7割に軽減していましたが、平成30年度はこの軽減割合を7割から5割に変更します。この軽減を受けられるのは、後期高齢者医療制度の対象になってから2年間です。

平成29年度

9割	被保険者全員の各所得が0円 (公的年金等控除額は80万円として計算)
8.5割	1世帯当りの所得 ≤ 33万円
5割	1世帯当りの所得 ≤ 33万円 + (27万円 × 被保険者数)
2割	1世帯当りの所得 ≤ 33万円 + (49万円 × 被保険者数)

変更

平成30年度

9割	被保険者全員の各所得が0円 (公的年金等控除額は80万円として計算)
8.5割	1世帯当りの所得 ≤ 33万円
5割	1世帯当りの所得 ≤ 33万円 + (27.5万円 × 被保険者数)
2割	1世帯当りの所得 ≤ 33万円 + (50万円 × 被保険者数)

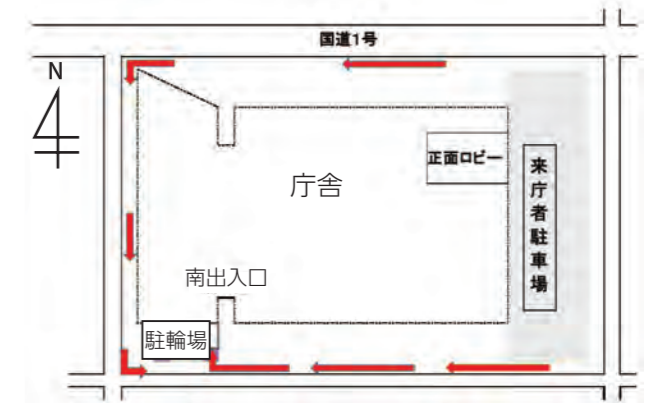
**来庁者駐輪場
4月1日から変更**

問 総務課 TEL 06-6992-1432

庁舎移転後の来庁者駐輪場は、庁舎正面出入口付近および国道1号前スペースに、臨時で設けていましたが、公用車駐輪場の移設などを行い南西側の来庁者駐輪場に十分なスペースを確保することができました。このため、臨時の駐輪スペースは廃止しました。なお、来庁者駐輪場側にも庁舎の南出入口がありますので、自転車で来庁の際はぜひ利用してください。



屋根付き来庁者駐輪場が増えました。



**大(一財)大阪スポーツみどり財団
枝公園の管理運営を開始**

問 (一財)大阪スポーツみどり財団 TEL 06-6991-8200

大枝公園をはじめ、市内の公園は市が管理していますが、大枝公園については、今回初めて指定管理者制度を導入し、一般財団法人大阪スポーツみどり財団が管理運営を開始しています。

3月末まで公園課が受け付けていました大枝公園有料公園施設の利用者登録、抽選申込、利用申込なども大枝公園中央部にあるパークセンターで実施していますので注意してください。



**市登録手続きは随時受付中
市民活動災害補償制度**

問 コミュニティ推進課 TEL 06-6992-1520

地域の自治会・町会などの地縁団体をはじめとする各種市民団体の活動中に、指導者や参加者が万一の事故で負傷した場合や、指導者が賠償責任を負った場合に救済します。

▽対象団体
市内に活動拠点があり、無報酬で活動が継続的に行われている、5人以上の市民(市内在住)で構成された団体

▽対象活動
地域社会活動、社会福祉奉仕活動、青少年健全育成活動、社会教育活動

▽補償期間
5月1日(火) 16:00~平成31年5月1日(水) 16:00まで

提・申・問
所定の用紙(コミュニティ推進課、各コミュニティセンター、大日サービスコーナーで配布。市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、コミュニティ推進課